

## 随意契約の公表基準

国立大学法人東京医科歯科大学固定資産及び物品調達要項第52条に基づき、国立大学法人東京医科歯科大学会計規程（平成16年度規程第3号）第42条第3項、第4項及び国立大学法人東京医科歯科大学固定資産及び物品調達要項（平成16年4月1日制定）第32条の規定により締結した随意契約で、次の各号のいずれかに該当するときは、当該契約内容を本学のホームページ上で公表します。

但し、国立大学法人東京医科歯科大学政府調達事務取扱要項の適用を受けるもの、本学の行為を秘密にする必要があるもの又は科学研究費補助金等の経理の委任を受けて契約を行うものを除きます。

### 1. 公表する契約内容

- (1) 予定価格が500万円を超える物件を買い入れるとき。
- (2) 予定価格が500万円を超える製造をさせるとき。
- (3) 予定賃借料の年額又は総額が500万円を超える物件を借り入れるとき。
- (4) 予定価格が500万円を超える役務の請負をさせるとき。
- (5) 予定価格が1,000万円を超える工事をさせるとき。
- (6) 前各号に掲げる以外の契約で予定価格が500万円を超えるとき。

### 2. 公表の方法と時期

#### (1) 公表方法

インターネットの利用により、本学ホームページ上にて公表します。

#### (2) 公表時期

公表の対象とした随意契約は、随意契約を締結した日の翌日から起算して72日以内に公表し、少なくとも随意契約を締結した日の翌日から起算して1年が経過する日まで掲載します。但し、4月1日から4月30日までの間に締結した随意契約については、93日以内とします。

### 3. 公表の内容

公表する内容は、次の各号に掲げる事項を掲載します。

- (1) 随意契約に係る物品等又は役務の名称及び数量
- (2) 随意契約を締結した日
- (3) 随意契約の相手方の商号又は名称及び住所
- (4) 随意契約に係る契約金額
- (5) 随意契約によることとした理由